

男鹿市公告第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第42条第1項及び第47条の4第1項の規定により、秋田県収用委員会から裁決申請書、法第47条の3第1項に規定する書類及びそれらの添付書類の写しの送付を受けたので、法第42条第2項及び第47条の4第2項の規定において準用する法第42条第2項の規定により、公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、法第43条及び第47条の4第2項において準用する法第43条の規定により、土地所有者及び関係人は縦覧期間中に、また、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでに、秋田県収用委員会（秋田県庁内）に意見書を提出することができる。

令和8年1月5日

男鹿市長 菅原 広二

- 1 起業者の名称 秋田県秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県  
上記代表者  
秋田県知事 鈴木 健太
- 2 事業の種類 一般国道101号改築工事（浜間口バイパス・秋田県男鹿市男鹿中浜間口字鱈喰地内から同市男鹿中浜間口字浜田地内まで）
- 3 裁決申請年月日 令和7年12月18日

4 収用しようとする土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
秋田県男鹿市男鹿中浜間口字浜田	4 5 番	山林
秋田県男鹿市男鹿中浜間口字浜田	4 6 番	原野

5 縦覧場所 男鹿市船川港船川字泉台66番地1

男鹿市産業建設部建設課

6 縦覧期間 公告の日から令和8年1月19日まで

7 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

ただし土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く